

運営規程

平成31年 4月改定

社会福祉法人 P.P.P.

指定障害福祉サービス事業所

P.P.P. マンション！ 倉敷

**社会福祉法人 P.P.P.
指定障害福祉サービス事業所 P.P.P. マンション！倉敷
運営規程**

第 1 章 事業の目的等

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 P.P.P.（以下「事業者」という。）が運営する P.P.P. マンション！倉敷（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成25年4月1日施行。以下「障害者総合支援法」という。）の理念に基づいて行う指定共同生活援助の事業において、事業所の従業者（以下「職員」という。）が、支給決定に係わる障害者（以下「利用者」という。）に対して、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等に応じて、共同生活住居において入浴、排泄又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこととする。

(事業所の名称及び所在地)

第 2 条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- (1) 名 称 P.P.P. マンション！倉敷
(2) 所在地 岡山県倉敷市水島相生町13番6号

(提供するサービスの種類、共同生活の名称、所在地、入居定員、主たる対象者)

第 3 条 本事業所において提供する指定障害福祉サービスの種類、入居定員は次のとおりである。
提供する指定障害福祉サービス 指定共同生活援助

名 称		所 在 地	入居定員
1	連島1号	倉敷市北畠3丁目3-46	3
2	連島2号	倉敷市北畠3丁目3-1	3
3	古新田	倉敷市福田町古新田1228-2	6
4	福 田	倉敷市福田町福田2433-1	8
5	古 城	倉敷市福田町福田2433-1	6
6	福田2号	倉敷市福田町福田2433-15	6
7	粒江1号	倉敷市八軒屋71-7	6
8	粒江2号	倉敷市八軒屋71-7	6
9	粒江3号	倉敷市八軒屋71-8	6
10	粒江4号	倉敷市八軒屋71-8	6
11	神田1号	倉敷市神田4丁目8-30	6
12	神田2号	倉敷市神田4丁目8-30	6
13	北 畠	倉敷市北畠5丁目12番5-4号	6
14	らんらん	倉敷市船穂町船穂762-11	5
15	中島1号	倉敷市中島2006-1プラティア板谷	6
16	中島2号	倉敷市中島2006-1プラティア板谷	6
17	椿	倉敷市北畠5丁目12-33-1	10
18	柊	倉敷市福田町浦田2378-77	8

19	楓	倉敷市北畠5丁目12-33-2	10
20	楠	倉敷市北畠5丁目12-33-3	10
21	ひまわり	倉敷市水島東弥生町6-3	6
22	いちえ	倉敷市玉島乙島1434-2-1	10
23	いちご	倉敷市玉島乙島1434-2-2	10
	(合 計)		155

- 2 事業者は、前項の入居定員を超えて指定共同生活援助（以下、「指定障害福祉サービス」という。）の提供を行わないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 3 本事業所において提供する指定障害福祉サービスの主たる対象者を規定しない。

第 2 章 指定障害福祉サービスの運営方針

（取扱方針）

- 第 4 条 職員は、指定共同生活援助計画（以下、「個別支援計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
- 2 職員は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明するものとする。
- 3 事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（提供拒否の禁止）

- 第 5 条 事業者は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（指定障害福祉サービスにおける家事等）

- 第 6 条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たって、利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と職員が共同で行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たって、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による家事援助等の支援を受けさせないものとする。

（指定障害福祉サービスにおける介護等）

- 第 7 条 指定障害福祉サービスにおける介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うものとする。
- 2 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護等の支援を受けさせないものとする。
- 3 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たって、利用者の食事その他の家事等は、利用者と職員が共同で行うよう努めるものとする。

（食 事）

- 第 8 条 事業者は、食事の提供に当たっては、正当な理由がなく食事の提供を拒んではならない。
- 2 事業者は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に對しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

- 3 事業者は、食事を提供する場合には、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立にしたがって行うものとする。
- 5 最低3日前までに欠食の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。
- 6 食事の提供は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努める。

（預かり金の管理、出納等）

- 第 9条 事業者は、利用者又はその家族等の依頼と同意を受け、日々の用に供する現金を「預り金」として預かるものとする。
- 2 預り金は、別に定める「預り金管理規程」により、適正に管理するものとする。

（社会生活上の便宜の供与）

- 第 10条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者について指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定就労継続支援（A型）事業所、指定就労継続支援（B型）事業所、指定生活介護事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等を行うものとする。
- 2 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。
 - 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流会等の機会を確保するよう努めるものとする。

（心身の状況等の把握）

- 第 11条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（指定障害福祉サービス事業所等との連携）

- 第 12条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、教育機関、他の指定障害福祉サービス事業所等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めるものとする。
- 2 事業者は、指定障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（地域との連携等）

- 第 13条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等、地域との交流に努めるものとする。

（入退居）

- 第 14条 指定共同生活援助等は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く）に提供するものとする。
- 2 事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。

- 3 事業者は、利用者の退居の際には、利用者の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。**
- 4 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第 3 章 虐待防止のための措置

(人権の擁護及び虐待の早期発見及び防止のための措置)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の早期発見と対応及び防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備・運営
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備・運営
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (5) 虐待の事実を発見した際の関係機関への速やかな通報及び関係機関との連携による対象者への再発防止に向けた支援の実施
- (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な措置並びに自治体が行う調査への協力

2 職員は、利用者に対し身体的苦痛や人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(身体拘束)

第16条 事業者は、利用者の身体拘束を行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、家族等の「利用者の身体拘束に伴う同意書」に同意を受けたときにのみ、その条件と期間内において身体拘束等を行うことができるものとする。

第 4 章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第17条 本事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、職員に、法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 6名（常勤）
サービス管理責任者は、次の業務を行う。
 - ア 次条に規定する個別支援計画の作成等に関すること。
 - イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行うこと。
 - エ 指定共同生活援助の提供に当たって、利用者について、指定生活介護事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労継続支援（A型）事業所又は指定就労継続支援（B型）事業所等との連携及び調整並びに余暇活動について、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

オ 他の職員に対する技術指導又は助言を行うこと。

- (3) 世話人 基準省令に定められた人員（常勤1名）以上

世話人は、計画に基づき、利用者に対し食事その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の援助を行う。

- (4) 生活支援員 基準省令に定められた人員（常勤1名）以上

生活支援員は、共同生活援助計画に基づき、入浴、排泄及び食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う。

- (5) その他職員 指定障害福祉サービスの提供のため必要に応じて上記職員に加えて職員を配置する。

（個別支援計画の作成等）

第18条 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で適切な支援内容の検討をするものとする。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、理解を得るものとする。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供するまでの留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるように努めるものとする。
- 5 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族等に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 7 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付するものとする。
- 8 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六ヶ月に一回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

第 5 章 サービス内容及び利用者から受領する費用の額

(サービスの内容)

第19条 本事業所で行う指定共同生活援助の内容は次のとおりとする。

- (1) 共同生活援助計画の作成等
- (2) 利用者に対する、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに就労その他関係機関との連絡その他の日常生活上必要な援助

(利用者から受領する費用の額)

第20条 事業者は、指定障害福祉サービスを提供し法定代理受領を行う場合は、サービス提供の実績に基づき利用者から指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、指定障害福祉サービスを提供し法定代理受領を行わない場合は、利用者から指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額全ての支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の支払を利用者から受けるものとする。ただし、実費相当額が次に掲げる金額を下回った場合は、当該実費相当額とする。

福田 柊	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 30,000 円 1月当たり 10,000 円 (実費精算) 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000 円 (実費精算)
ひまわり	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 30,000 円 (4.5 曜 : 27,000 円) 1月当たり 10,000 円 (実費精算) 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000 円 (実費精算)
福田 2号	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 35,000 円 1月当たり 10,000 円 (実費精算) 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000 円 (実費精算)
中島 1号 中島 2号	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 36,000 円 1月当たり 10,000 円 (実費精算) 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000 円 (実費精算)
粒江 1号 粒江 2号 粒江 3号 粒江 4号	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 33,000 円 1月当たり 10,000 円 (実費精算) 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000 円 (実費精算)

らんらん	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 29,000円 1月当たり 10,000円（実費精算） 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000円（実費精算）
古 城	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 27,000円 1月当たり 10,000円（実費精算） 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000円（実費精算）
連島1号 連島2号	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 27,000円 1月当たり 10,000円（実費精算） 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000円（実費精算）
北 畠	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 33,000円（4.5畳：26,000円） 1月当たり 10,000円（実費精算） 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000円（実費精算）
古 新 田	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 35,000円（4.5畳：30,000円） 1月当たり 10,000円（実費精算） 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000円（実費精算）
神田1号 神田2号	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 27,000円（4.5畳：20,000円） 1月当たり 10,000円（実費精算） 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000円（実費精算）
椿、楓、楠 いちえ いちご	1 家 賃 2 光熱水費 3 食材料費 4 日用品雑費	1月当たり 25,000円 1月当たり 10,000円（実費精算） 1食当たり 朝310円 曜520円 夕520円 1月当たり 5,000円（実費精算）

- 4 事業者は、前3項の費用支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対交付するものとする。
- 5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用の額についてサービス利用説明書に基づき説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第 6 章 通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

第21条 通常の事業の実施地域は、原則岡山県全域とする。

第 7 章 サービス利用に当たっての留意事項

（利用契約）

第22条 共同生活住居の利用は、障害者総合支援法に基づき本人及び成年後見人又はその家族等と事業者との契約によるものとする。

(サービスの提供の終了)

第23条 次の場合、市町村に連絡し、契約終了の措置を講じるとともに、関係者に連絡するものとする。

- (1) 利用者及び成年後見人又はその家族等から契約解除の申出があったとき。
- (2) 利用者が、利用料金を事業所からの督促に関わらず、3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 利用者本人や他の利用者の生命・身体及び財物等に多大の損害を与えたとき又はその恐れがあるとき。

(4) 利用者が死亡したとき。

2 前項の措置を行うとき、各市町村の関係機関と連絡協議し、サービスの提供を終了する手続きを行うものとする。

(規則の遵守)

第24条 利用者又はその家族等は、この規程に定めるもののほか、管理者が定める規則を遵守するものとする。

(外出・外泊)

第25条 利用者が、外出または外泊しようとするとき、原則としてその都度、所定の申請書に必要事項を記入し、管理者に届け出て承認を受けなければならない。

(面会)

第26条 利用者が、家族等やその他外来者と面会しようとするときは、その旨を管理者に届け出、指定された場所で面会するものとする。

(私物、危険物の取り扱い)

第27条 利用者が必要とする物品は、原則として、各人の責任において保管管理するものとする。ただし、貴重品・現金・刃物類等は、利用者又はその家族等の申し出により、致し方ない理由の場合に限り、共同生活住居で管理ができるものとする。

2 自己や他の利用者に危害や損害を与えることが予想される場合、利用者から危険な物品を預かり、共同生活住居で管理ができるものとする。

3 利用者又はその家族等は、無断で火薬・薬品・油類・その他の危険物（ストーブを含む）を、共同生活住居内に持ち込むことはできないものとする。

(禁止行為)

第28条 利用者は、共同生活住居内において、次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 他人の生命や身体、財物に損害を与える行為
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等他人の迷惑になる行為
- (3) 指定された場所以外で、火気を使用すること及び喫煙
- (4) 共同生活住居内の秩序、風紀を乱し、安全な生活を害する行為

(損害賠償)

第29条 利用者が故意又は過失によって共同生活住居や個人の財物を毀損又は亡失した場合、利用者又はその家族等は損害を賠償するものとする。ただし、管理者は事情により、その賠償を減免することができるものとする。

第 8 章 緊急時の対応及び非常災害対策

(緊急時における対応)

- 第30条 職員は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているとき、利用者に急な病気やけが或いは健康状態の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた際は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 事業者は夜間、深夜の時間帯を通じて利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じた時に利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、緊急通報装置を福田、福田2号、粒江1号、粒江2号、粒江3号、粒江4号、中島1号、中島2号、連島1号、古城、古新田、北畠、ひまわりの共同生活住居に設置し連絡体制を確保している。
- 3 前項の場合、事業者は、岡山県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行い、状況・経過の説明を行い、必要な協力を依頼することとする。
- 4 事業者は、利用者に対する現に指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は岡山県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 5 前項の事故の場合、事業者は、状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 6 事業者は利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第31条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、利用者の状態及び地域の自然的・社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。
- 2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 9 章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

- 第32条 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が、又は障害者総合支援法第48条第1項の規定により、岡山県知事又は市町村長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は当該職員からの質問もしくは施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族等からの苦情に関して市町村、又は岡山県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は岡山県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(秘密保持)

- 第33条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を洩らしてはならない。
- 2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、他の事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族等の同意を得ておくものとする。

(勤務体制の確保)

- 第34条 事業者は、利用者に対し適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務体制を定めておくものとする。
- 2 事業者は、指定障害福祉サービスの種類ごとに、当該事業所の職員によって指定障害福祉サービスを提供するものとする。但し、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでないものとする。
- 3 事業者は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(記録の整備)

- 第35条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(サービスの質の確保)

- 第36条 事業者は、管理者を含む職員によりサービス自主評価を実施するとともに、評価で明らかになった課題の改善に努めるものとする。

(その他)

- 第37条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(改 正)

- 第38条 この規程の改正は、法人理事会の議決により行う。但し、法令等の改正による運営規程の変更について適宜理事会に諮ることが困難な場合、語句の訂正及び加筆等の簡易な場合に限り、直近の理事会に報告し事後承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から改正・施行する。
この規程は、平成22年 4月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成23年 4月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成25年 6月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成26年11月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成27年 3月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成28年11月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成29年 1月12日から改正・施行する。
この規程は、平成29年 3月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から改正・施行する。
この規程は、平成29年 8月 1日から改定・施行する。
この規程は、平成29年11月 1日から改定・施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から改定・施行する。